

城戸幡太郎の幼児教育制度論

—戦前の「幼保一元化」動向をめぐって—

大宮 勇雄

I 本論の課題

本論は、1930年代から40年代初頭にかけて活動した保育問題研究会の理論的指導者、城戸幡太郎の幼児教育制度論の歴史的意義を論ずるものである。まずその課題意識を以下簡単に述べる。

戦前日本において大正から昭和へかけての時期、都市労働者家族の創出や婦人労働者の増加によっていわゆる「児童問題」が社会問題化し、幼児の保護と教育の社会化の必要が広く認められてくる。それに伴って幼児教育施設の拡充と制度化が当然問題となる。1926年の幼稚園令は幼稚園の法制化による社会的地位の向上と共に、社会情勢に適合した児童保護的性格の強化を意図したものであった。一部の中産階級の子弟の就学前教育の機関と考えられていた幼稚園に、労働者の子弟の保護と教育の施設としての機能も付与しようとした幼稚園令には、幼稚園と保育所の社会的機能の換え直しという発想が内在していたと言えるのである。

30年代には、不況下での治安対策上、農繁期託児所や公立保育所が増設され、さらに戦時体制下、健民、健兵育成上、乳幼児保護の必要が更に切迫する中で、幼児教育制度の統一、いわゆる「幼保一元化」が改革課題として浮びあがってくる。

1938年の教育審議会答申「国民学校、師範学校及び幼稚園に関する件」は、「幼児保育ノ国家的重要性」に鑑み幼児保育施設の拡充普及の必要性を説きつつ、幼稚園と託児所との関係について「託児所ニ於テモ其ノ教育的機能ニ付テハ教育行政上ノ立場カラ配慮セラルベキデアル¹⁾」として、教育機能上の幼・託の統一の方向を指示していた。

保育問題研究会が活動し、城戸幡太郎がその幼児教育論を展開した時期は、幼児の保護と教育の社会化の必要性が明らかとなり、施設の拡充とともに、従来の幼稚園と託児所との統一とが制度問題となつた時期であった。こうした制度問題に対する保育問題研究会の改革案として提出されたのが、1941年の「国民幼稚園要綱試案」

(保育問題研究会就学前教育制度研究委員会)であった。この案は「満4歳以上の幼児を常時保育する施設は全て之を幼稚園に統合し、新らたに国民幼稚園令(仮称)を制定すること」を目的とするものであった²⁾。

先の教育審議会答申も、この保問研案も幼保の調整・統合を改革課題としていることは明らかである。従来の研究においても、この両者の案を幼保一元化の動向としてとりあげているが、そこにおいては両者の改革動向を幼保一元化へ向かう同方向のものとして並記するものが多い³⁾。そこには当時の制度改革案のレベルにおいては対立点よりも、課題に関する共通認識が存在していたとの把握が見られるのである。

しかし、両者の案の対立点についての検討は、今日の幼保一元化に関する議論を発展させる上から不可欠の論点である。というのは、現在の幼保一元化問題に関する行政当局の公式見解となっている文部・厚生両者の共同通達「幼稚園と保育所との関係について」(1963年)における幼保の関係把握が、教育審議会答申の発想を踏襲したものだからである。この共同通達は、幼稚園を学校教育機関、保育所を保育に欠ける児童の保護施設として法制上の二元化論を前提としつつ、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」として教育機能上の二元化論をとるものであった。これが先に触れた教育審議会答申と同一の発想に立つものであることは明らかであろう。

ところでこの共同通達が、現状を固定化し幼・保の法制上・条件整備上の格差は正に背をむけたものだと批判する見解は少なくない。しかしこの通達の最大の問題点は、幼・保の制度改革論を教育機能の充足不充足としてのみ論じ、現行の教育機能の内容自体を不間に付している点にある。それゆえ、教育審議会答申と保問研案を幼保一元化論として同列に取扱うことによつては、こうした機能主義的制度論は克服できず、逆に幼保一元化の概念を、制度の理念、目的と切離された、外的条件整備要求に限定してしまうことにつながりかねない。こうした課題意識から保育問題研究会の制度改革案の意義を検討

するのが本稿の目的であるが、そのために城戸幡太郎の幼児教育制度論を検討するものである。

II 城戸・幼児教育制度論の特質

A 「国民幼稚園要綱試案」の制度改革課題の把握

まず保問研の「国民幼稚園要綱試案」の内容を見てみよう。

「国民幼稚園は皇国の道に則る国民的保育機関であるが、それは、国民たる幼児全般を対象として包摂する意味に於ても国民的保育機関でなければならない。」

一、満四歳以上の幼児を常時保育する施設は全て之を国民幼稚園に統合し、新らに国民幼稚園令（仮称）を制定すること。

二、貧困の理由により国民幼稚園に入園せしむること能はざるものに対しては、児童保護法の制定により、幼児教育を受けしむるようにすること。

三、国民幼稚園に於ては、その所在地域の特殊性に応じ、各種の形態の施設を許容し、夫々の最低設備準則を定むること。

四、国民幼稚園の設置については、その地域性を考慮し、町内会、部落会等の隣保組織との連繋を図ること。

五、保育内容の刷新に関しては、従来の保育の五項目等の如き誤解を生じ易き表現をさけ、保健並びに躾を重視すると共に、国民教育の素地を培い、国民的性格の基礎の確立を本旨とすること。

六、国民幼稚園に、母親学校、母の会等を必ず併置せしめ、保育知識の普及並びに実地指導をなさしむること。

七、保母の教養を向上せしむると共にその待遇を少くとも国民学校の女教員と同等にならしむること。⁴⁾

この「試案」の一、二項は明らかに幼保一元化を目指したものであるが、それと並んで三、四項において「地域の特殊性」に応じた施設形態や幼稚園の地域性重視の観点が強調されているのは、いかなる課題把握から発しているのであろうか。更に母親学校、母の会を必ず併置するという提案は何を目指したものであったのだろうか。少なくとも試案は機能主義的幼保一元化のみを改革の課題としたのではなかったことは明らかであろう。むしろ、次節で述べるように、そこには従来制度改革の重点とされた幼保一元化から深化した課題把握と重点の移行の表われでもあった。

B 城戸・幼児教育論の「転換」

保問研の「試案」が、制度改革課題の把握におけるいかなる重点の移行を示しているかは、城戸幡太郎の幼児教育論の展開の中に見ることができる。

城戸は、保問研の理論実践の集大成として1942年に刊行された『国民保育のために』に収められた論文の中で、当面する幼児教育制度改革の課題を次のように述べていた。「国民保育」の中心問題は「単に幼稚園や保育所の統一や拡充にあるのではなく、保育協同体を国民の協力生活体制の内に確立して行くことである。」と⁵⁾。ここでは幼保の統一拡充の問題は、「保育協同体」の確立という課題の中に吸収されて位置づけられていると言える。しかし保問研結成当初の37年の城戸論文においては、「幼稚園並に託児所を増設すること」と、「幼稚園と託児所とを区別する」現行制度の是正こそ、第一の課題となっていたのであった⁶⁾。

こう見えてくると、保問研「試案」を教育審議会答申と並べて幼保一元化の動向を示すものとして扱うことが、当時の幼児教育制度改革の課題の所在を見失うことにつながるのではないかという疑問は強まらざるをえない。しかしながら、城戸の幼児教育制度論における重点課題の移行を評価する際には、避けては通れない困難な問題があり、そのことが「試案」の意義にも微妙な問題を投げかけている。

それは、保問研「試案」や『国民保育のために』が発表された年代には、戦時体制の下、国家総動員体制がしきれ民主的運動が弾圧される中で、保問研や城戸が国家への協力を前面に掲げざるをえなくなった、という問題である。

城戸の幼児教育論は、30年代後半には「社会中心主義」保育と自己規定されていたが、40年代には「国家中心主義」保育へと「転換」する。城戸の言う「社会中心主義」保育は、国民生活向上と福祉が実現される社会の形成=「民生の慶福」を理念とし、その理念実現の未来的の担い手たる子どもに「社会協力の精神」を育てようとするものであった。ここから城戸にとっては、幼児教育は「子供の自然である利己的生活を共同的生活へ指導していく任務は負わねばならぬ。」「従って幼稚園、託児所の保育案は『社会協力』ということを指導原理として作製さるべきもので、幼稚園と託児所との教育はこの原理によって統一されねばならぬものである。」⁷⁾

これに対して1940年代には城戸は保育の目的について「子供の自己中心主義を社会中心主義へ転換させて、将来は国家中心主義の立派な国民に鍛成しなければならぬ。」と述べ、「国家中心主義」を日本の国家目的を完遂するためには必要な国家の力を次代の国民に期待するための鍛成と規定する。ここに至って城戸理論は、戦時体制下の国家総動員体制に完全に従属した教育論へ変身したかに見える。

先に触れた城戸の幼児教育制度論における重点課題の移行—「幼保の拡充・統一」から「保育協同体確立」のへーは、城戸の幼児教育の理念の「転換」と時期的に符合している。それ故、城戸の40年代の幼児教育制度論の意義を論ずるには、それが30年代後半の「幼保一元化」に制度改革の重点をおいた理論からの「深化」なのか、「転換」なのかの評価が不可欠である。本稿においては、城戸の幼児教育制度論の形成展開をたどることによって、40年代の城戸理論と保問研「試案」の歴史的意義を検討することにしたい。

C 先行研究における城戸理論批判

ところで城戸の幼児保育論についての先行研究においては、この「国家中心主義」保育への「転換」の問題を、それ以前の「社会中心主義」保育論や更に城戸の教育理論全体の中に内在していた弱点の拡大として批判するものが多い。

諏訪義英は「国家中心主義」保育論への転換を、「社会中心主義」保育論自体の弱点に由来するものとして批判している。

諏訪は城戸理論における子どもの権利把握の弱さを問題として次の様に指摘する。「城戸は倉橋にみられる児童中心主義を批判的に克服しようとしたが、……個人と社会さらには国家との関係が、近代的自然権の立場に立った倉橋ほどに鋭く問われず、いわば個人の権利を中心にして個人と社会および国家との関係が論じられずに、個人中心主義が社会中心主義に転化するとき、その社会中心主義は安易に国家中心主義にも拡大されることになる。」と述べ、城戸における「個人主義理念の不徹底性」を批判する⁸⁾。

諏訪は、城戸が自らの対抗理論として最も重視した倉橋惣三の幼児教育論への批判の誤まりを指摘するものであって、城戸理論の本質的部分への批判を意味している。

更に木下龍太郎は、城戸の「社会中心主義」保育論における「社会協力」の理念を批判して、「教育における実践を超階級的な『共同精神の実現』に収斂させようとする発想」に立つものだと言う⁹⁾。

ここで木下が批判している城戸論文は、30年代初頭の『岩波講座・教育科学』に収められたものであり、いわば木下の批判は城戸の教育学の方法自体へも向けられている。そしてその批判は、国家と社会に対する社会科学的認識の弱さ、「天皇制ファンズムのもとでの社会的諸矛盾の激化が子どもの生活と意識にいよいよ深く浸透しつつある事実への認識の稀薄さ」を指摘するものであり、城戸の教育学の科学性に疑問を提出するものとなっている¹⁰⁾。

諏訪と木下の批判は、城戸の教育理論における国家による教育支配の科学的階級的認識の弱さ、教育の権利の把握の弱さを指摘するものであり、城戸の幼児教育制度論の否定的評価に連なるものであると言えよう。

これに対して中内敏夫は、城戸の教育科学の理論、方法の特質を分析した論文において、その教育制度論の意義を次のように評価する。

「城戸幡太郎の教育科学=教具史観は、教育実践の本質を物質としての技術としてとらえることによって、さもなければ教師の主体の内部にかくされてみえないままになってしまう制度や教材の世界を外化し、可変的なものとして相対化した。そうすることによって、教育現場にうっ積している現代日本の教育問題の多くは、教師の個人的な儀式的行為や精神的努力によってではなく、社会改革と立法にもとづく制度改革によって解決可能であることを明らかにした。しかし、まさにそのゆえに、他方、この外化にあたっては、外化物の教師自身による、物心両面にわたる自主管理の問題がつきまとつという課題をも同時に明らかにしたといえる」¹¹⁾。

この評価は、城戸の教育理論が、教育制度の自主管理を課題としてすえ、その科学的方法論の卓越性を指摘するものである。このように城戸の教育制度論の評価は、全く相反する仕方でされていると言える。

本稿では城戸の幼児教育制度論の展開過程を分析することによって、これらの先行研究の城戸評価をも検討しようと思う。その際、城戸の幼児教育制度論の形成を3期に区分して追うこととする。第1期は『岩波講座・教育科学』の編集を通じて本格的な教育研究に着手し始めた30年代前半であり、城戸の教育科学方法論形成の時期である。第2期は、第1期の理論の実践としての教科研・保問研の運動を通じて形成された「社会中心主義」保育論が展開された30年代後半の時期である。第3期は戦時体制が強化された40年代前半の「国家中心主義」へ傾斜した保育論と、先に見た幼児教育制度改革論が展開された時期である。

III 城戸の教育目的論の意義

A 城戸「社会的教育学」における教育目的論

城戸は、保問研の機関誌『保育問題研究』創刊号の論文において、当面する保育研究の中心的問題を、現行の幼児教育制度の教育目的の批判的検討にあるとして、次のように述べていた。城戸にとって幼児教育は、「協同の精神」を育てることを目指すべきであるが、「幼稚園や託児所は、現今の学校でこの目的を達することができない限り、それを方法化した機関となねばなりません。」

従って幼稚園のみならず託児所の保育も一定の方法が考案されねばならぬので、ここに保育の計画教育ということが、問題になってきます。しかしこれは、保育の目的を明らかにすることによって、計画されねばならぬことで、果して幼稚園令による保育の目的が妥当であるか否かも、慎重に批判されねばならぬ問題で、今後の私共に課せられた研究の中心問題は、この点にあろうと思います」¹²⁾。

このような制度理念ないし目的を研究の中心的問題とする城戸の研究態度は、すでに30年代前半に形成されていたものであった。本章では、以下この教育目的論の方法的意義を当時の教育理論の状況の中で明らかにしたい。

城戸は当時の教育界一般にみられる問題性に関して、「今の教育者は、一般に社会と絶縁して、教育独善主義に陥っています。これでは教育は社会発展の推進力にはなり得ない」と批判する¹³⁾。こうした傾向を批判し、自己の教育学を展開しようとしたのが、30年代初頭の『岩波講座・教育科学』所収の論文「社会的教育学」であった¹⁴⁾。

「社会的教育学」は、教育の方法として個人（教師）ではなく、人間的社會を指定するものであり、教育の理念は社會のうちに見出されねばならない。城戸にとって最大の問題は、この教育理念目的を科学的に解明する教育学的方法の獲得にある。しかし「従来の教育学は教育の目的論を倫理学によって、その方法論を心理学によって基礎づけようとした。従って教育学はその問題及び方法において独自の科学たることができなかった。」ここで城戸が批判している理論は、一つは理想主義哲学に基く教育学であり、もう一つは新教育を基礎づける心理主義的自由教育論である。前者は「一つの教育的仮象を絶対の信条として教場に臨」み、児童との接触を必要としない独りよがりの教師を生み出し、後者は児童の無軌道な活動の混乱を強いて楽しもうとする教師の態度を生みだす。「この二つの方法は主義は全く相反するが、その結果においては同じく、方法なき教育と言わねばならない」と批判する¹⁵⁾。ここで城戸の言う「方法なき教育」とは、自己の教育実践・理論を反省し批判的に検証する方法的可能性を有しておらず、それゆえまた國家の規定する教育目的をも批判しえない非科学的な教育の理論意識である。

では城戸の教育目的論定立の科学的方法とはいかなるものか。まず城戸はクリーク流の純粹科学としての「教育科学」を批判する。「教育は社会による人間の形成であるとしても、発達或は歴史をたんに記述し説明したのみでは如何に教育すべきかの現在のわれわれの陶冶の目

的是定まらぬ。……かくの如き科学は教育の実践に何の意義も有しない」と批判する。これに対して城戸がめざすものは「存在のうちに規範を見出すこと、即ち現実の社會のうちに理想の社會を実現してゆくこと」を可能にする教育科学でなければならない。

こうした教育科学はまず、研究主体の主觀・立場を前提とする、と城戸は言う。すなわち「常にわれわれはわれわれの立場即ち生活態度を超越して社會を研究することは不可能である。われわれが社會において何を問題として研究するかは、われわれの生活態度によって規定されている。」

では城戸の研究上の方法的態度立場はいかなるものなのか。彼にとって、教育は理想社會の実現でなければならないが、その理想社會は社會主義社會だと言われる。「現実の社會においては明らかに階級の対立を認めることができ、而も現代においてはかかる対立は經濟關係に基く資本と労働との対立であると見なすものです。従ってかかる階級の対立は、自由主義による民主主義によつては克服することはできないから、社會主義によるプロレタリアートの革命によらねばならぬと考える。」

しかしながら教育は、直接に社會主義実現のための階級闘争や革命実践に従属するものではないと、城戸は考える。それ故、理想社會実現のための教育は、「あらゆる社会生活における共同の精神」を実現し、その共同生活の中に「自由なる文化人としての批判的立場」を確立することによって果されるものである。ここでは自由主義による科学的現実分析が保障されること、これが教育原理となる。自由な科学研究によって現実問題の解決方向を決定する協同体の組織が主体となること、これが当面する改革課題となる。

この「社会的教育学」の中での城戸の一応の結論は、社会と文化の発展が「社会生活における国民の自由なる自己教育」によってのみ担われる所以あり、「社会或いは国家の機能はかかる文化を發展せしめるものとしてのみ認められる」とするものであった。つまり教育目的の科学的定立という問題意識から発した城戸理論は、国家の教育行政の機能的限定と、教育政策についての自由な批判と科学的研究とを要請するというすぐれて実践的な結論に至ったのであった。

B 城戸の倉橋惣三批判

上述のごとく、城戸の教育目的論は、天皇制教育体制の制度理念目的への自由な科学的研究を要求するものであったが、他方では心理主義的方法に基づづけられた児童中心主義をも強く批判するものであった。倉橋惣三の理論は当時の幼児教育界において、そうした傾向をもつ

最も有力な理論であった。城戸は倉橋の理論を念頭において次のように批判していた。「児童中心主義の教育では『児童から』新しい生活の様式を発展せしめようとする。新しい社会の発展は次の時代を作る若き子供達の心の裡に約束されていると考えるのが『児童から』を標語とする近代の教育であった。しかし子供は子供達自身から何を自由に発展させることができるであろうか」と城戸は問いかけ、「保母が子供の要求にばかり応じていたのでは」「児童から新しい社会の発展などは望めない」と批判する。そして、「『要求』ということに新しい生活の様式も社会の発展も認められる」として教育者の「要求」「理想」こそ重要だと説く¹⁶⁾。

こうした批判は、教育目的を重視する城戸にとっては当然のものであるが、それはどのような現実的意味をもつものだったのであろうか。以下、倉橋の理論を見ながら、城戸の倉橋批判の有効性を検討する。

諏訪は倉橋惣三における子どもの権利の思想を次のように評価する。「近代的な自然権的立場から、児童の権利を国家、社会に対立させ、さらにその権利観をもとに、保護・教育論を幼稚園・保育所の制度の一元化論にまで拡大し、しかもそれを家庭教育における生活教育論によって基礎づけた。」と¹⁷⁾。

さて、倉橋は確かに子どもの権利の自然権的把握をしている。「すべての児童はその偶々置かるるところの境遇上の欠陥から保護せらるる必要と権利を有するに止まらず、さらに一層根本的に、教育せらるるの必要と権利を有する」と述べ、また「教育精神を伴わぬ保護は、眞に児童の保護ということは出来ぬ」として教育と保護の権利の同時保障を求めている¹⁸⁾。

しかし倉橋が子どもの権利として保障さるべき教育の内実を吟味してみると、倉橋の権利把握が国家と対立したものだという評価は疑わしいものとなる。

倉橋の幼児教育論は「誘導保育」と自己規定される如く、その特質は、教育の目的よりも教育の方法的側面—子どもの「内部的発達」や「対象に即する」教育方法の必要性—を重視する点にある。問題は方法重視が結果として意図する教育効果が如何なるものか、という点にある。倉橋は就学前教育法の特性として第一に「生活本位」の方法を挙げ、その内容を「生活としての自然を失わせないこと」として次のように言う。

「生活としての自然は、…特に意識をもって作り出され、また作りかえられていないところの、どこまでもさながらなる点を指していく。いいかえれば、生活としての純なるあらわれのままである。その時、生活は無我的であり、没我的であり、一定の自意識も効果意識も伴わ

ない。」¹⁹⁾「子どもの生活にあって何よりも貴重の点は純真さである。…而して、此の貴い純真性の実質は、心理的には自意識の働いていない生活である。」²⁰⁾

倉橋において教育の役割は、子どもの生活における自我意識の希薄化として期待されている。これは一面では当時の幼児教育における性急な外観主義や即効を期待する傾向を批判して、人間的自然の全体性の回復を要求するものであった。しかしそれが自意識の否定を効果として期待する教育論は、自然権が内包する人格の内面的独立すら否定するものとならざるをえない。

さらに、自意識の未確立において子どもの純真性を認め肯定する倉橋理論は、国家によって規定される保育目的と何らの違和感なく接続する。26年（大正15年）の幼稚園令は、幼児教育の目的として「善良ナル性情ノ涵養」を規定したが、倉橋はそれを子どもの内面性重視の傾向を示すものと解釈しながら²¹⁾、その内容を次のように説明する。「性情の内容として基本教育として最も重要な意義を有するものは人間的性情、すなわち人間性である。人間性とは、人間相互間における最も純真なる反応性である。簡単にいえば、人間に対してすなおさとしたしみを感じる心である。（傍点一倉橋）。」²²⁾自意識のない素直さと親しみは、容易に国家支配への従順性を帰結する。

倉橋における子どもの権利の内実は、人格の内面的独立と自由を期待するものではなく、また国家支配の倫理に抵抗しうる批判主体の形成を意図するものでもない。それ故、幼保の制度の一元化の内実もまた、天皇制イデオロギーを支える日本の家庭主義を実現するものであり、新たな社会創造の担い手としての子どもの権利の保障につながるものだとは言えないであろう。こうした問題性は、倉橋の教育理論における目的論の軽視に対応し、また社会との断絶において子どもの楽園を構想する方法の問題性に由来しているのである。

城戸における教育目的の科学的究明という課題意識は、「教育が法令化され、教育者がそれに拘束されてしまっては、教育は社会発展の推進力となることはできません。」²³⁾として、教育する者の自由と国家支配の限定とを要求するものであった。と同時に、それは、教育方法を心理学によって基礎づけることに最大の努力を注ぐ、当時の「児童中心主義」がもたらす教育する者の主觀主義、体制への従順性—城戸の規定する「方法なき教育」—を克服する中心的問題を衝いたものに他ならなかった。

教育する者の自由の保障と教育実践の自己反省能力・科学性とを教育の本質的問題として把えた城戸が、子どもを「幾千年もの人類の努力によって創造された文化か

ら更に新しい文化を創造する主体」「将来の社会の形成力」²³⁾と規定する時、「社会を更新させる世代としての」子どもの権利²⁴⁾の保障が強く要求されていると見ることができよう。

VII 「社会中心主義」保育論への展開

城戸が教科研・保問研を組織し、教育研究運動を旺盛に展開した30年代後半の城戸の保育理論は、「社会中心主義」を理念として掲げるものであった。この保育理論は、「何よりも先ず子供の自然である利己的生活を共同的生活へ指導して行く任務」を目的とするものであり、「(幼稚園令が保育内容として掲げる一引用者注)観察、談話、手技、唱歌、遊戯の如き保育項目も社会協力の精神を發揮せしむるための社会的機能として訓練さるべきもの」として位置づけるものであった²⁵⁾。

30年代前半の「社会的教育学」においては、教育における自由主義の実現—「自由なる文化人としての批判的立場」—の確立による教育目的の科学的検討の可能性の確保が要求されていたのに対して、ここでは「社会協力の精神」形成を目指した生活訓練指導が具体的な目的として選びとられ強調されている。本章では、こうした教育目的の凝縮的具体化の契機と、その目的の社会的性格・教育的意義を論ずる。

A 「社会中心主義」保育論形成の契機

1. 「社会的教育学」の内在的矛盾

「社会中心主義」保育形成の理論内在的契機は、「社会的教育学」に内在する矛盾であった。

城戸は敗戦直後、当時の自己の理論に関して次のように述べている。「わたくしの思想には資本主義的機構の改革を必要とする社会主義的思想のあったことは事実であり、……ただそれを実現するために、階級闘争による方法を探らず、教育によらしむとしたのである。……その方法が政治的闘争によらず、教育的批判によらねばならぬと考えた限り、わたしの教育的態度は自由主義であった。この階級闘争を否定するという態度は、政治的には社会主義、教育的には自由主義という矛盾がわたくしの思想には存在していた。」²⁶⁾

城戸にとって教育は社会発展の推進力でなければならず、社会発展の方向を社会主義の実現と把える限り、教育における自由主義的方法と社会主義との内在的関係が問題となるのは当然であった。だが当時の城戸理論はその問題を展開していなかったのである。

2. 「社会協力」の欠如の認識

このような理論上の矛盾は、城戸理論のもつ実践的性格によって自覚されるに至り、新たな理論展開を見せた

のであった。

城戸は、教育の科学的研究のための自由な協力組織の必要を「社会的教育学」の中で明らかにしたが、その具体化が教科研保問研の組織であった。城戸は保育問題の解決には「協力によって知識の水準を高めると同時に、団結によって実行の能力を強めること」が必要であり、「保育に関する問題を惹起せしむるあらゆる条件に関係のある人々との協力」を統合する組織としてこうした研究会を考えたのであった²⁷⁾。

城戸が教育目的とした「社会協力の精神」は、こうした教育に関する協力組織を担う主体のモラルに他ならないが、こうしたモラルは教育され訓練されねば形成されえないという現実認識が、「社会中心主義」保育論の展開を生み出した契機であった。

その現実認識が最も具体的に示されているのが、38年に書かれた「農繁期託児所の問題」という論文である²⁸⁾。

昭和前期には農村の生活合理化運動の一環として「上から」積極的に設置された農繁期託児所が急増する。しかしその実情は、農家が最も忙しい時期に逆に出席率が減少し、また子供達の身なりや弁当が農民の日常生活とかけ離れたぜい沢なものとなっていた、と保問研の調査は指摘している²⁹⁾。

城戸はこうした「お祭り騒ぎ」現象の原因を「経営法」の問題にあるとして、次のように言う。そもそも「社会事業は慈善事業ではなく、社会政策であり、社会政策は社会の必要に応じて樹てられる国家の政策である。農繁期託児所が一つの社会政策として実施されるならば、それは農村の必要、農民の要求に応じて実施されねばならぬ。」しかし現状は「社会事業といえばお上からの思召によるものと考えさせている」のであり、ここから農民の消極的態度が生ずると言う。

城戸は、地主や寺院等の支配層による恩恵的経営法を批判し、「農村に必要なことは農民の協力によって実施されねばならぬ」と農繁期託児所の主体の所在を正当に問題としているのである。しかし農民の協力が実在していないところが多く、そこではまずもって「彼等のために思召で託児所を設置してやるよりも、先づ彼等の文化水準を高めるために彼等を教養すること、……両親の再教育をすることが必要であろう。そして農村の教育として何より必要なことは子供の教育を通じて農村の生活を合理化すること」だと述べる。

こうして城戸は、現在の農繁期託児所の「問題は保母の保育法などにあるのではなく、むしろ農繁期託児所の経営法にある」と結論する。城戸は、国民の生活問題解決のための協力の必要を説いていたのだが、その実行を

阻む慈恵主義的学校経営政策の打破の課題を自覚するに至ったのである。そしてこの慈恵主義は、教育や生活改善の問題を個人の責任とする思想に他ならない。城戸にとっては、「社会協力」を阻む個人主義的思想・意識の批判と改造が強く着意され、「社会協力」の精神の訓練・教育が目的とされてくる必然性が生まれたのである。

城戸は幼児教育の原理としての「社会協力の訓練」の必要を次のように説く。現在の社会における「民生の慶福」の実現を阻んでいるものは「社会協力の精神」の欠如である。この欠如は、「資本と労働との対立による階級闘争」を生みだす「社会の経済機構」に由来しているものである。この階級社会においては「利己的榮達主義」が人間の生活意識となり、これこそ「生存競争における自己保存の本能に基く個人主義資本主義社会の誇らしい道徳」となる³⁰⁾。こうした生活意識・社会道徳の批判・改造が「社会協力」の教育目的に他ならない。

この意識改造は「環境の教育的改造」によって可能となるが、「社会機構の改造が行われない限り」環境の改造は困難である。しかし、「教育政策は社会政策と相俟って子供の生活環境を改造して行くこと」ができる。「学校はかかる意図のもとに計画される新しい生活様式の教育的組織化でなくてはならぬ。」³¹⁾

城戸のいう「社会協力」は、階級協調を説くものではなく、資本主義社会の生活意識の批判改造の原理であると言える。ここでは30年代前半の城戸理論における矛盾—政治上の社会主義と教育上の自由主義原理の矛盾一は、生活意識の社会主義的改造を教育目的として掲げることによって実質的に解決されているように見える。

B 幼児教育制度改革の課題の自覚

城戸の「社会中心主義」保育論は、学校を「新しき生活様式の教育的組織化」と見えるものであったが、それは教育実践における方法原理となるものであった。城戸は「社会協力による生活訓練」を指導する保母と子どもの関係について次のように述べた。「子供達に対する保母の権威は社会的権威としてすべての子供達に認めさせねばならぬが、それには自分の権威だけを絶対の権能として示すのではなく、一人だけではできぬものが互に力を合せてやればできるという子供達同志の協同精神のうちに示さねばならぬ。保母に対する敬愛が同時に友達に対する敬愛となり、完成に対する悦びが協力に対する悦びとなるように、訓練することが保母としての権威を示すことである。」³²⁾「社会中心主義」保育論は、保母と子どもの新しい社会関係を創出する方法論となっていることは明らかである。

と同時に、「新しい生活様式の教育的組織化」という

学校觀は、学校をめぐる教育関係者の新たな生活様式—教育主体間の協力関係—の創出という、いわば学校経営と制度運営にかかわる課題を提起するものでもあった。

「社会協力とはよりも、社会問題解決のための国民の協力であったが、教育をめぐる政策イデオロギー（個人主義と慈恵主義）によって国民は分断され、教育の権利主体としての位置から排除されているのが現状であった。こうした現状打破のために城戸は農繁期託児所についての論文において、第一に託児所が農民の必要と要求によって設立されること、第二に生活問題解決のための農民の協力、第三に文化水準を高めるための両親の再教育、が必要だとしていた。「社会的教育学」の時点では、教育に関する協力と科学的研究の自由が必要だとしていたのに対し、ここでは協力関係の基礎として国民の生活要求に根ざした協同体が重要とされている。こうした把握から城戸は「協力主義によって合理化された生活協力体を基礎として始めて教育協同体を形成し」うる³³⁾と結論し、教育の本質的問題として生活主体による協力体の確立の課題を把握するに至る。

ところでこうした課題提起は、従来の幼児教育施設が家庭教育の補完ないしは代替として把えられてきたのに対して、生活主体を真の教育主体として位置づけ形成していく新たな施設を対置しようとするものであった。城戸の提起は、教育を担う究極的主体の所在の問題にまで到るものであり、制度改造論の展開が必要となるものであった。

V 城戸・幼児教育制度論の意義

A 保問研「試案」と城戸理論

40年代に展開された城戸の幼児教育制度論は、幼保一元化よりも「保育協同体」の確立に力点をおくものであった。彼は幼児教育制度が、国民の生活現実から切離されている点を次のように批判する。「これまでの幼稚園や保育所は国民保育という立場から地域を中心として計画的に設置されたものでないから、その配置が有効に利用されがたい。随って、それを中心としての保育協同体を組織することは困難である」³⁴⁾ここで城戸が指摘する具体的な問題は、戦時下の婦人労働力の動員や空襲に対する自衛などの際の保育施設の有効性である。幼児教育施設もまた国民の生活問題解決のための施設でなければならず、そのためには国民の組織する自治的協同体との緊密な結合が必要と城戸は考える。これが保問研「試案」の第四項「国民幼稚園の設置については、その地域性を考慮し、町内会、部落会等の隣保組織との連繫を図ること」として提案されたものである。

しかしこの連繋だけによっては、生活主体が名実ともに教育の組織主体として保育協同体を形成することはできない、と城戸は考える。ここに保母を中心となって親を指導し、保育協同体の主体への形成を促す必要が生ずる。「保育協同体は隣組を中心として組織されねばならない状態にある。しかし、誰が主になってこれを組織するか。保育に教養のない母親ではこれを組織することはできない。それにはどうしても先づ保母がその指導の任に当らねばならぬ。そのためには幼稚園や保育所は母親の手から子供を奪って保育する場所ではなく、母親と共に子供を保育し、母親のために保育を学ばしめる母親教育の場所となねばならぬ。この母親のための保育学校で訓練された母親によって隣組保育は指導され、保育協同体が組織されねばならぬのである。」

ここで城戸が保育協同体の基礎たる生活協同体の単位として隣組を想定していた問題については後述する。注目すべき点は、城戸が幼児教育施設の任務を、子どもの教育保障、親の労働保障のみではなく、「母親のための保育学校」としての役割をも強調した点である。そして保母も、母親と共に子どもを育てつつ、母親の保育主体への自己形成の指導に責任を負わねばならない。当時の幼児教育施設が、幼児の教育に関する専門性という点で家庭での教育から区別されたものとして考えられていたのに対して、城戸は本来教育の主体たるべき親=生活主体の自己教育機関として把握したのであった。

このように見てくるならば、保問研「試案」の第6項・母親学校の必置の提起は、親地域住民が名実ともに幼児教育施設の組織主体として位置づけられる幼児教育制度創出をめざしたものだことが明らかであろう。中内が評価する城戸の教育制度の自主管理の課題は、ここに幼児教育制度改革の方法として具体化されたと言えよう。

B 戸越保育所の母親指導の実践

保問研「試案」は単なる構想に終ったのではなく、保問研の実験的保育所として設立された戸越保育所において部分的に実践された。戸越保育所において重視されたのは、経営の上で母親指導に力を入れるという試案第6項の実践であった。この実践は「城戸会長の保育の国土計画」ということの実践的な裏付け」をしたものと、当時の保問研で評価されたものであった³⁵⁾。

戸越保育所の保母・大村鈴子の論文「保育所における母親指導について」によってその内容をうかがうことができる³⁶⁾。この論文によれば、戸越保育所では開設当時から母親教育を重視して「母の会」をつくったが、その「目的は、第一に母親達の母として婦人としての教養を高めることにあり、第二に、母親達を保育所に協力させ

ることにあ」った。「母の会」は一定の成果を挙げたが一年間の活動の反省として實際上は統一さるべき2つの目的を切り離して考えていたことに気がつく。「保育所での母親教育は保育上の成果をあげることを直接の目的とし、延いては、良き母をつくることが目標である。そしてその具体的指導方法は、飽く迄日常の保育そのものに密着していなければならない。」と方針を転換する。

転換以前の経営方針は、城戸が農繁期託児所の論文において述べた改善の方向—文化水準を向上させ、生活問題の解決のための協同の必要—を認識させる両親教育の必要を踏襲していると見える。しかしそうした方法は必ずしも十分な成果を挙げるものとはならず、保育の問題を軸として母親の指導、協力の組織を行なうことが実際に即したやり方としてとられていったことがわかる。こうした実践上の経験が、先に見た保母の任務としての母親指導の重視した保問研「試案」第6項に反映しているのである。

さて、大村論文は、保育所経営における母親指導の結果生じた保母の保育所観、教育観の変化を次のように記している。

「保育所はこれまで、保育上に大きい誤りを犯してきた。その誤りと言うのは私達の保育所は、従来保育所又は託児所が有っていた救済的な性質から脱却して、幼児の教育機関として仕事をしなければならないと言うことを余り機械的に考え過ぎたため、個々の家庭の条件の上に立って、具体的にこのことを実現して行こうとせず、教育を保育所の中でのみ行なうとした結果に陥ったことである。このことは、母親の指導に当っても、家庭訪問に払はされる努力が他に比較して少ない結果になって現われられたのである。」

ここで家庭の生活の現実から切離されて考えられていた保育所の教育が批判され、教育概念の中に子どもの家庭の生活条件が不可欠のものとしてくみ入れられる。このような母親教育の実践は、子どもを取りまく生活現実に即した教育の必要を自覚させるものであったが、それは教育の主体を国民に見出した城戸理論の実践的帰結に他ならない。

C 城戸・幼児教育制度論の問題点

ところで戸越保育所の実践においては、保問研の「試案」の第6項にあたる母親指導は重視されたが、第4項の町内会・部落会（・いは城戸における隣組）との連携の間間については報告が見当らない。大村論文においても地域のそうした組織が問題とされる必然性は見出せない。

このことは単なる偶然的な事柄ではなく、実は第4項

と第6項とが異質な論理に基づくものであった結果である。つまり、両項目とも城戸のいう「保育協同体」の形成をめざすものであるが、その形成プロセスの描き方が異なるのである。第4項は町内会や隣組との連携をめざすものであるが、それは、それらの組織が保育協同体の基礎原型たる生活協同体であるからである。それに対して第6項は保育所の保母を中心として組織され、保育をつくり上げていく中で保育協同体が形成されるとする。先に引用した『国民保育のために』の中で城戸は、保育協同体は隣組を基礎とするが、保育の教養に欠ける母親によって組織することは困難である故に、まず保母の指導によって訓練された後に、母親が主体となる隣組保育が可能となると述べていた。これは第4項と第6項を当面の実践上段階的に行なうべきものと考える見方に立つものである。

しかしこの二つの項を当時の現実的文脈において抱えるならば、それが形成する保育協同体の質は異なったものとならざるをえない。段階論的に連続するものではないのである。

「試案」第4項は保育協同体の基礎・原型として生活協同体を重視するものであるが、城戸は生活協同体の現実形態を隣組組織に見出した。町会、隣組などの隣保組織は、日中戦争開始後から全国的に強化され、40年に内務省令によって法認され、さらに大政翼賛会の下部組織としてくみ込まれていく。隣保組織は配給単位として組織されることによって、戦時下の相互監視と生活統制を担う「ファシズムの下部組織」として機能したのであった。だが同時に、当時の隣組は住民が自分の生活防衛のための組織という性格をももっており、その指導者も古い地域共同体のボスではなく、都市知識人に移っていった、いわば自治的共同体としての側面ももっていた³⁷⁾。城戸が隣組を生活協同体の単位とみなしたのは、そこに生活防衛的自治協力の可能性を見出したからである。

しかし隣組は戦争遂行へむけての国民の自発的協力の組織を目的とするもので、生活防衛的性格もその枠内の限定的なものであった。さらにその組織は個々人の自発的選択に基くものではなく、「上から」強制されたものである。それ故、城戸が隣組に期待をかけた住民の自発的協力、自治も、戦争遂行と矛盾しない限りのものにすぎず、その共同性は天皇制・官僚制の支配構造に組み入れられたものであった。

このように見てくると、隣組をその典型と考えた城戸の協同体概念が、国家の支配機構と連続した面をもっていたことがわかるであろう。「国家中心主義」保育論はこうした面の具体化であった。城戸は当時の論文において

て目ざすべき社会理念を次のように説明している。「社会主义といったのは個人主義に対する意味であって、われわれの社会が天皇の統治による国民協同体として形成される限り、社会主义は皇道民主主義であり、また新しい意味での国民主義、国家主義である。」「日本の新しき秩序は、雇うものと雇われるもの、治めるものと治められるものというが如き対立をなくし、一君万民の精神を以って、国民が国家全体のために協力し、歓喜して各自の職分を尽すことのできるような生活組織を作りあげることでなくてはならぬ。」³⁸⁾これらの認識において、協同体はあらゆる社会制度に適応しうる観念的構成体として拡大解釈され、天皇制国家がその最上位の目的物となっている。かつて国家を自由な教育協同体を保障するための機関機能として把握していたものが、全く転換している。

こうした転換は当時の政治状況によって余儀なくされたものであったと共に、城戸理論の自己展開でもあったのは、次のような敗戦直後の論文からうかがえる。「日本が支那事変から大東亜戦争へと国家の戦時体制が強化されるようになってから、わたくしの教育的態度は自由主義に徹底することはできなくなり、国家的計画教育の必要を認めるに至ったのであるが、それは社会主義的統制の政策的具現でなければならぬと考えた。しかし、わたくしは社会主義の思想はわが国においては政治の日本の性格と調和せしむるべきものと考え、特にこれを協力主義なる言葉で表わそうとした。政治の日本の性格とは天皇を奉戴する国民の生活協力体制を確立する政治を意味したのであって、これが日本の民主政治の性格であると今でも確信したい。」³⁹⁾と述べていた。

城戸の言う「協同体」は「天皇を奉戴する国民の生活協力体制」を意味しており、隣組はこうした協同体であった。保問研「試案」第4項は、国家目的完遂の国民育成をめざす「国家中心主義」保育に適合的な幼児教育の経営制度論であった。

これに対して第6項の母親指導がめざす「保育協同体」は、保育の問題を軸にして形成される母親と保母との相互教育の場である。そこには国家による支配に従属した教育を克服し、保母と親とがその権利主体として運営する新たな幼児教育施設が生まれる可能性があったと言える。

しかしこの「保育協同体」は保育所に限定されたものであり、戦時体制下では実現不可能に陥らざるをえない。先の大村論文は稿を次のように結んでいる。戦時下の生活困難と多忙の中で、「母親達を保育所にあつめて何かすると言ふことは、当然困難を伴なうのを覚悟しなけれ

ばならぬ。……今まで母親達の持っているかすかな余裕の中で文化的要求を満たそうとしたのであるが、従来の喜びが却って負担となるのを恐れて手びかえることもしなければならない。」「果してどうやって『母親学校』を実行に移行してゆけばよいのであろうか。私達は今その課題の前に立たされているのである。」

城戸の幼児教育制度論において、その「協同体」概念が戦争遂行のためのファシズム共同体への批判意識の弱さの点で問題を抱えてはいたが、国民の側に立った生活擁護の発想と、人間相互の直接的共同協力の再建を通して教育制度を改革する課題意識とは一貫したものであつたと言えよう。

IV まとめ

以上城戸の幼児教育制度論の展開を分析してきたが、そこに一貫しているのは国民の自主的協力によって創り出される自治組織=「協同体」に基づきられた教育制度創出の課題意識であった。その「協同体」の内実は、年代前半の「自由なる文化人としての批判的立場」を確保するものから、30年代後半の国民の生活問題解決のための「生活協同体」へ、そして40年代前半の「母親のための保育学校」へと変化していく。その変化は城戸理論の実践的性格によつてもたらされた現実認識の深化によつてゐる。

城戸理論は、古い地域共同体が解体し、それから解放された労働者家族が創出された時代状況の中で、新たな人間の直接的結合組織=共同体の形成を正当に問題にした。城戸にとって形成さるべき共同体は、社会的問題の解決へむけた自発的協力のモラルとその内部での自由な科学的研究が実現さるべきものであった。しかし教育を基礎づけているのは資本主義社会の生活意識としての個人主義と国家による人民支配のイデオロギー（強権と慈惠主義）であった。城戸の「社会協力」原理は、こうした社会意識を改造し、個人が自立的に共通の問題解決のために協力する新たな共同体形成の原理に他ならなかった。幼児教育はこの目的原理に基づいてこうした共同体のモラルを将来の担い手に伝える任務をもたねばならないが、そのためには教育主体がこうした共同体を創造しなければならない。こうして城戸の幼児教育制度改革論は、幼保の拡充統一だけでは不十分であつて、何よりも古い地域共同体の束縛から解放された市民の相互連帶のモラルに貫かれた共同体を教育制度の形成主体と指定するものであった。

城戸の幼児教育制度論と保問研「試案」は、単なる幼・保の統一を目指したものではなく、新たな社会改造の

主体の創出に対応する幼児教育制度の形成と制度主体の形成原理を追求したものであった。当時の教育審議会が教育機能の内実を問わない幼保の統合を図ったのに対して、教育制度の主体の所在を明らかにすることによって制度改革の原理を示したのが城戸の幼児教育制度論であったと言えよう。

注

- 1) 教育審議会諮詢第一号特別委員会会議録、第6輯 p. 19~20
- 2) 保育問題研究会『保育問題研究』1941年3月号
- 3) その例として、一番ヶ瀬康子他編『日本の保育』(1963年、ドメス出版) p. 138~147、岩崎次男編『近代幼児教育史』(1979年、明治図書) p. 303~318 等を参照。
- 4) 『保育問題研究』1941年3月号に掲載
- 5) 城戸幡太郎「国民保育と保育協同体」保育問題研究会編『国民保育のために』1942年
- 6) 城戸「我等は何をなすべきか」(『保育問題研究』1942年10月号)
- 7) 城戸「保母は子どもに何を求むべきか」(『保育問題研究』1938年2月号)
- 8) 諏訪義英『保育の思想』風媒社、1972年、p. 234~235
- 9) 木下龍太郎「幼児教育思想の遺産」(『講座・日本の教育』第11巻、新日本出版、1976年、p. 42)
- 10) 同上、p. 46~47
- 11) 中内敏夫「生活教育論争における教育科学の概念」(城戸幡太郎先生80歳祝賀記念論文集刊行委員会編『日本の教育科学』日本文化科学社、1976年) p. 61
- 12) 13) 前記注6) 論文
- 14) 城戸「社会的教育学、岩波講座教育科学」第1巻、1931年(以下この節の引用注を付さない城戸論文は、この論文による。)
- 15) 城戸「教育の科学的方法」『教育科学的論究』世界社、1949年(この論文は同書はしがきによれば、戦前のものだと推定される)
- 16) 前記注6) 論文
- 17) 諏訪、前掲書、p. 208
- 18) 倉橋惣三「児童保護の教育原理」(『社会事業大系』第2巻、1929年) p. 1~2
- 19) 倉橋「就学前の教育」(『岩波講座・教育科学』第6巻、1931年) p. 429
- 20) 倉橋「幼児の心理と教育」(『子供研究講座』第3巻、1931年) p. 16

- 21) 倉橋「幼稚園令の読み方」、『幼児の教育』、1926年
10月号
- 22) 前記注19) 論文、p. 426
- 23) 城戸『幼児教育論』、賢文社、1939年、p. 173
- 24) 堀尾輝久「教育の本質と学校の任務」(『講座・日本の教育』第1巻) p. 82
- 25) 城戸「保母は子供に何を求むべきか」(『保育問題研究』1938年・3月号)
- 26) 城戸『生活技術と教育文化』萬里閣、1946年、序文
- 27) 前記注6) 論文。
- 28) 城戸「農繁期託児所の問題」(『保育問題研究』1938年8月号)
- 29) 菅忠道「農繁期託児所の実状報告」『保育問題研究』1938年8月号)
- 30) 31) 前記注25) 論文
- 32) 城戸「子供は保母に何を求めているのか」、『保育問題研究』、1938年4月号
- 33) 城戸「協力主義の教育態度」(前掲『生活技術と教育技術』この論文も、同書序文によれば39年以降の戦時中に発表したものだという。)
- 34) 前記注6) 論文
- 35) 「第2回保育問題研究会報告(三木安正報告部分)」(『保育問題研究会会報』第9号1943年2月、復刻版『保育問題研究・IV』所収)
- 36) 大村鈴子「保育所における母親指導について」前掲『国民保育のために』
- 37) 隣組については『シンポジウム日本歴史・21、ファシズムと戦争』学生社、1973年を参照。
- 38) 城戸『民生教育の立場から』、西村書店、1940年
- 39) 前記注26) 論文